

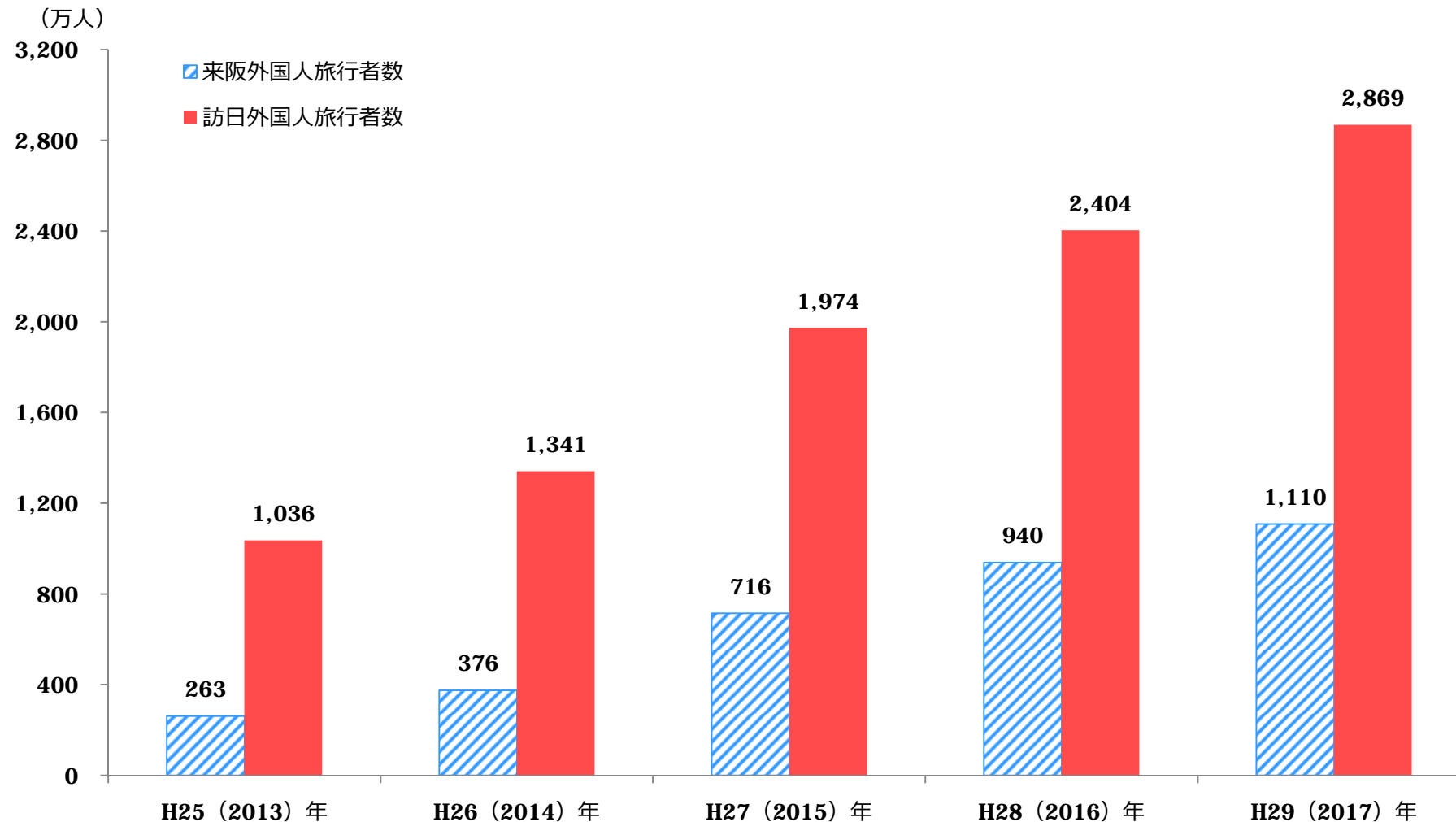
今後の観光客受入環境整備等について

1. 観光を取り巻く環境の変化
2. 今後の観光振興施策の方向性
3. 宿泊税制度の見直しの方向性

観光を取り巻く環境の変化① ～来阪外国人旅行者数の推移～

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議

来阪外国人旅行者数は、制度設計時（平成26年）から、約3倍に増加（376万人→1,110万人）
この伸び率は全国を大きく上回るもの（全国は約2倍）



※来阪外客数は、日本政府観光局（JNTO）の「訪日外客数」に、観光庁の「訪日外国人消費動向調査」の訪問率を乗じて算出（大阪府独自推計）

出典：日本政府観光局（JNTO）及び観光庁資料により作成

観光を取り巻く環境の変化② ～宿泊施設数の推移～

府内の宿泊施設数の推移

近年、ホテル等の新規開業が急増、制度設計時（平成27年3月末時点）から、約2倍に増加
特に簡易宿所は約3倍と大幅に増加、特区民泊（平成28年～）についても600を超える施設が認定

	2015年3月末	2018年3月末	増加数	増加率
ホテル・旅館	1,130件	1,230件	100件	108.8%
簡易宿所	178件	599件	421件	336.5%
特区民泊	0件	669件	669件	-
合計	1,308件	2,498件	1,190件	191.0%

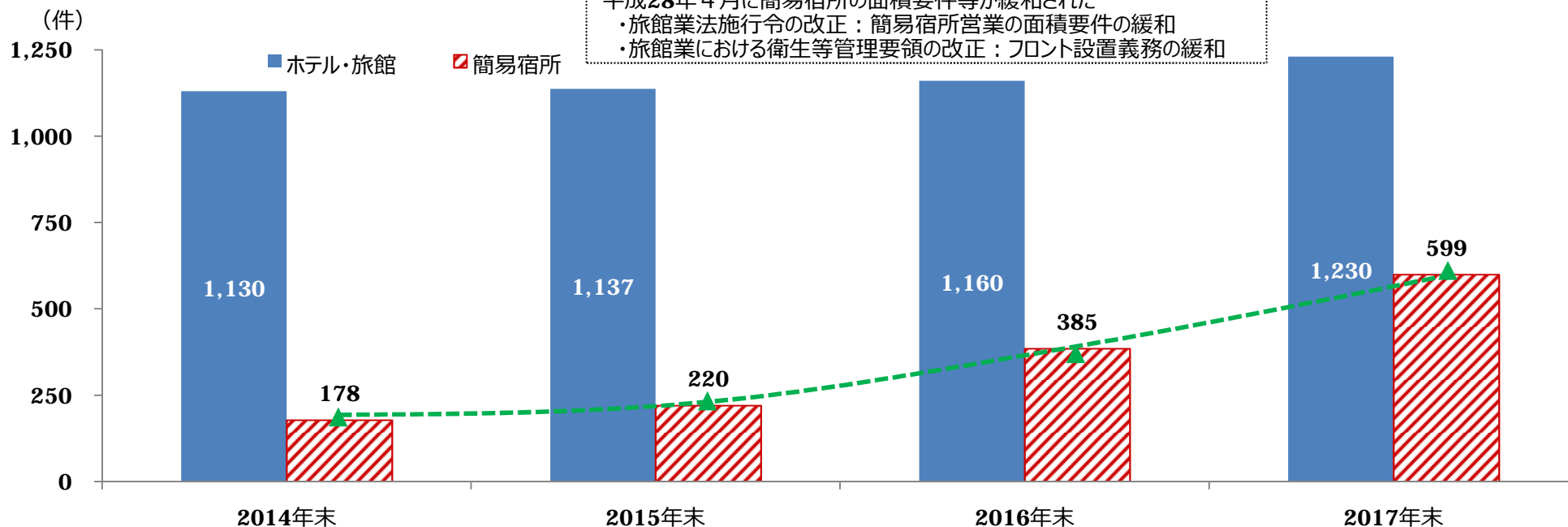
(参考) ホテル・旅館客室数	2015年3月末	2018年3月末	増加数	増加率
	76,128室	90,012室	13,884室	118.2%

出典：大阪府調査

旅館業法に基づく宿泊施設数の推移

宿泊施設の不足や旅行者ニーズの多様化に対応するため、国において、平成28年4月に簡易宿所の面積要件等が緩和された

- ・旅館業法施行令の改正：簡易宿所営業の面積要件の緩和
- ・旅館業における衛生等管理要領の改正：フロント設置義務の緩和

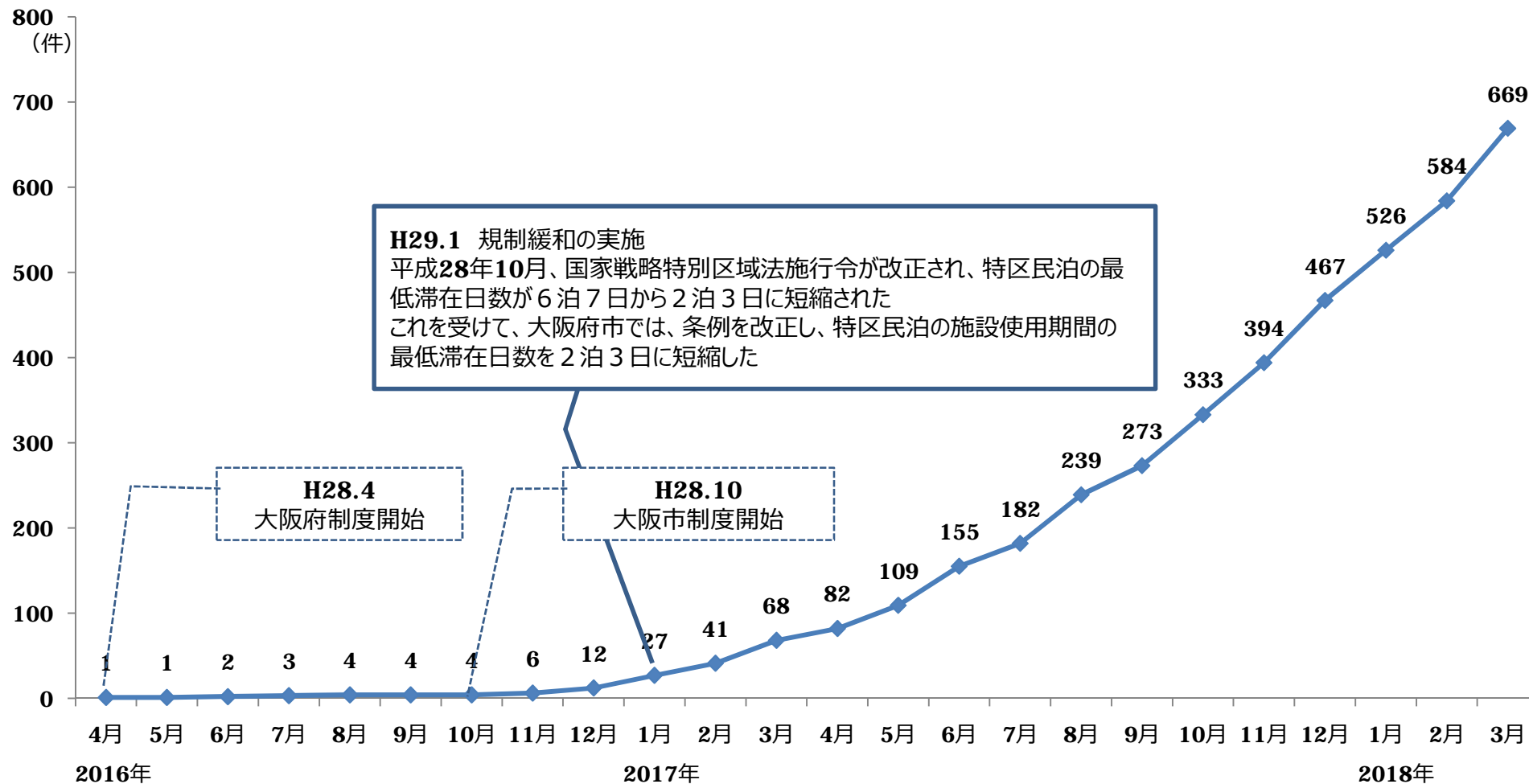


出典：大阪府調査 P.2

観光を取り巻く環境の変化③ ～特区民泊の推移～

特区民泊の推移

特区民泊が制度化された平成28年4月（大阪市は同年10月）以降、特区民泊は増加を続けている
特に、規制緩和がなされた平成29年以降、急激な伸びを示している



観光を取り巻く環境の変化③ ～外国人宿泊者数の推移～

外国人延べ宿泊者数は、制度設計時（平成26年）から、約2倍に増加（620万人→1,170万人）

（単位：人）

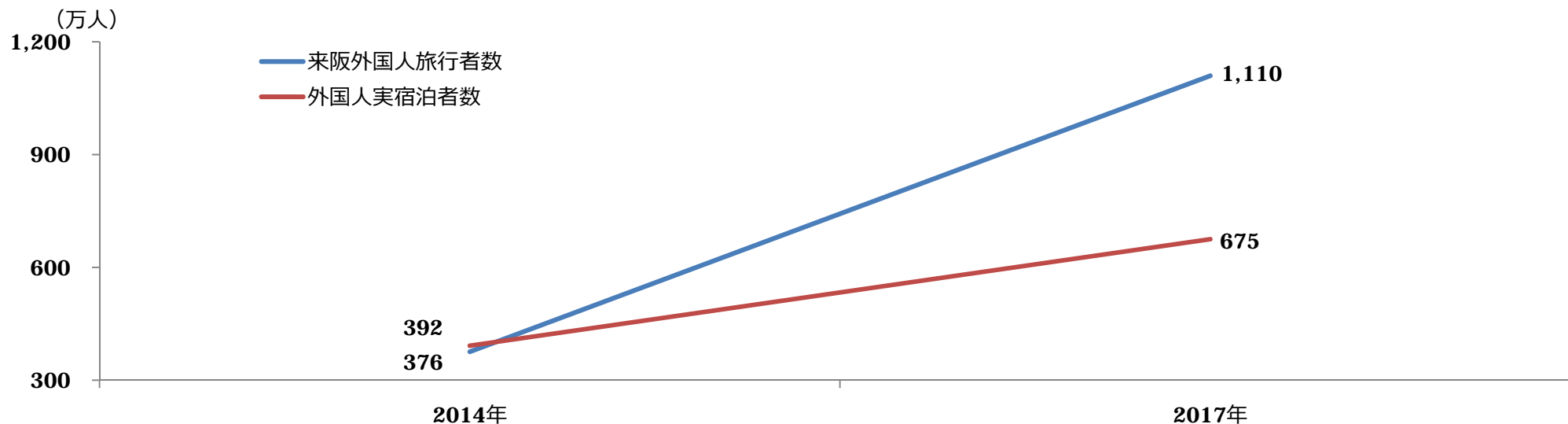
外国人延べ 宿泊者数	2013年 (H25年)	2014年 (H26年)	対前年 伸び率	2015年 (H27年)	対前年 伸び率	2016年 (H28年)	対前年 伸び率	2017年 (H29年)	対前年 伸び率
全国	33,495,730	44,824,600	134%	65,614,600	146%	69,338,940	106%	78,003,570	112%
東京都	9,830,950	13,195,260	134%	17,560,590	133%	18,059,960	103%	19,025,490	105%
大阪府	4,314,500	6,200,160	144%	8,965,670	145%	10,008,830	112%	11,706,910	117%

※2017年（H29年）は速報値

※宿泊旅行統計調査の対象は、旅館、ホテル、簡易宿所等への宿泊者のみで、民泊施設の宿泊者は調査対象外

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

外国人旅行者数の伸び（約3倍）と外国人実宿泊者数の伸び（約1.7倍）とのかい離が大きくなっており、急増する民泊施設がその受け皿になっていると考えられる。



※2017年（H29年）の外国人実宿泊者数は速報値

※宿泊旅行統計調査の対象は、旅館、ホテル、簡易宿所等への宿泊者のみで、民泊施設の宿泊者は調査対象外

出典：来阪外国人 日本政府観光局（JNTO）及び
観光庁資料により作成

外国人実宿泊者 観光庁「宿泊旅行統計調査」

観光を取り巻く環境の変化④ ～宿泊税に関する状況の変化～

- 府内の宿泊施設においては、環境の変化、競争の激化に伴い、価格を抑制する傾向が見られる
→制度設計当初と比べ、1泊1万円～1.5万円の価格帯が、免税点を下回る1万円未満に
スライドしている傾向が顕著
- 課税対象となる宿泊者は、当初全体の**30.8%**を見込んでいたところ、申告実績をもとに算出した結
果、平成**29**年度は**16.4%**となっている

平均宿泊単価（平成26年→平成29年）

平成**26**年：約**9,000**円（ホテル・旅館） ⇒ 平成**29**年：約**5,600**円（全施設種別）

※平成**26**年は、平成**27**年度大阪府観光客受入環境整備の推進に関する宿泊実態調査による
※平成**29**年は、平成**30**年度大阪府宿泊実態に関する調査の速報値による

単価ごとの宿泊者数（平成26年→平成29年）

価格帯	税率	H26年構成比	
～1万円	0円	69.2%	課税対象 30.8%
1万円～1.5万円	100円	23.6%	
1.5万円～2万円	200円	4.5%	
2万円～	300円	2.7%	
計		100.0%	



H29年構成比（実態）	
83.6%	課税対象 16.4%
11.5%	
3.0%	
1.9%	
100.0%	

※平成**26**年は、平成**27**年度大阪府観光客受入環境整備の推進に関する宿泊実態調査による
※平成**29**年は、課税対象となる申告実績を大阪府の延べ宿泊者数で除して算出

【事業の内容】

- 宿泊税は、平成27年12月の「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討最終報告」（以下、「最終報告」という。）に基づき、観光客の受入環境整備や、魅力づくり・プロモーションの推進の取組みに、引き続き活用する。
- その上で、外国人旅行者のニーズを踏まえた利便性・満足度の向上につながる施策や、大阪らしさや大阪のさらなる魅力向上につながる施策を実施していく。

（施策例） 決済方法の多様化、災害時の情報発信強化、交通の利便性向上、伝統文化のノンバーバル化、スポーツツーリズム、MICE誘致、富裕層向けプロモーション

【事業の区分】

- 現在実施している事業については、「最重点事業（コア事業）」との位置付けとして、引き続き着実に実施していく。
- 最終報告に記載された事業のうち現時点で未着手である事業や、この間の急激な環境の変化に伴い新たに生じたニーズや課題に対応するための事業についても、実施していく。

今後の観光振興施策の方向性② ～事業例・事業規模イメージⅠ～

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議

- Ⅰ 今後、大阪府として取り組むことが望ましい施策の方向性を施策例及び事業例として整理したもの。
- Ⅰ 最重点事業の事業規模については、**H29**年度当初予算額を基本とし、新規事業や一部の事業に関しては、平成**30**年度当初予算額とした。また、最終報告記載事業については、「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討最終報告（平成**27**年**12**月）」に記載の事業を引用している。

（1-1）観光客の受入環境の推進（最重点事業）

施策例	事業例	事業内容	事業規模（百万円）
情報通信に係る環境整備	Osaka Free Wi-Fi 設置促進事業	・ 外国人旅行者からのニーズが引き続き高い、無料公衆無線LAN環境について、市町村の Wi-Fi 整備計画に基づき、集中的に整備	127
多言語対応の強化	宿泊施設おもてなし環境整備促進事業	・ 宿泊施設における多言語化やIT環境を整備 ・ 特区民泊の普及促進を図り、適法な宿泊環境を整備	50
	市町村観光振興支援事業	・ 市町村が実施する観光トイレや多言語案内板等の整備を支援	80
	観光施設等国際課支援事業	・ 府内観光施設、府有施設における案内表示の多言語化等を実施	70
観光案内機能の充実	トラベルサービスセンター大阪の運営	・ JR 大阪駅において、観光案内に加え、各種相談、外貨両替等のサービスを一体的に提供する観光案内所を運営	36 ★
国際標準サービスの提供	飲食店おもてなし環境整備促進事業	・ 飲食店向けの「多言語メニュー作成支援システム」の普及促進を実施	12 ★
	大阪ストーリープロジェクト事業	・ 大阪の魅力スポットを巡るルートを、歴史や文化、地域性によってストーリー性をもたせ再編集、発信するにあたり、受入環境整備等を支援	45 ★
交通アクセスの容易化・円滑化	公共交通機関の乗継改善事業	・ 乗継利便性の向上を図るため、駅への案内モニターの設置や経路床面表示等を整備	24 ★
	大阪・梅田駅周辺案内表示（サイン）整備事業	・ 多くの観光客が往来する大阪駅・梅田駅周辺エリアにおいて、共通ルールに基づくサインを整備	24
	水と光とみどりのまちづくり推進事業	・ 大阪の有数な観光地のひとつである大阪城から様々な観光船等が発着できるよう、公共船着場等の整備を行うため、調査設計等を実施	86
安心・安全の確保	外国人旅行者安全確保事業	・ 外国人旅行者が災害発生時に必要な情報を入手できる環境整備やサポート体制の構築	5
	市町村災害時多言語ボランティア確保支援事業	・ 災害時の避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を実施するための、在住外国人とのネットワークを構築、災害時多言語ボランティアを確保	0.5 ★

※事業規模に★印があるものは、H30年度予算

今後の観光振興施策の方向性③ ～事業例・事業規模イメージⅡ～

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議

(1-2) 観光客の受入環境の推進 (H27最終報告記載事業)

施策例	事業例	事業内容	事業規模 (百万円)
情報通信に係る環境整備	デジタルサイネージの整備	• 主要観光地に観光案内、その他の情報を多言語で表示するデジタルサイネージを設置	100
観光案内機能の充実	おもてなしステーションの拡充	• 府内の主要ターミナル駅におもてなしステーションを設置	100
国際標準サービスの提供	民間公衆トイレの洋式化	• 民間が管理する公衆トイレについて、市町村の計画に基づき、集中的に洋式化を実施	500
宿泊施設の整備	宿泊施設への融資制度	• 宿泊施設を創業するために必要な経費に対する支援を実施	10
安心・安全の確保	宿泊施設の耐震化補助	• 宿泊施設の耐震設計・改修工事への支援を実施	55
観光バス等の駐車場の整備	バス駐車場の確保支援	• 観光バス駐車場の整備のための支援を実施	54
観光施設等のバリアフリー化	宿泊施設のバリアフリー化	• 宿泊施設の客室や共用部のバリアフリー化のための改修等の支援を実施	150

※事業規模は、H27最終報告に記載のとおり

(1-3) 観光客の受入環境の推進 (委員提案事業)

- Ⅰ キャッシュレス対応の強化
- Ⅰ 公共交通機関の乗り換え情報の提供
- Ⅰ 空港－ホテル間のリムジンバスの運行
- Ⅰ 多言語による災害情報発信
(防災の基礎情報や防災対策のほか、災害情報、安否登録・確認などが可能な多言語アプリの開発)
- Ⅰ 医療機関の多言語化支援
(民間医療機関における外国人患者受入体制整備に係る支援)
- Ⅰ 外国人旅行者のニーズ調査
(旅行者に対して、困ったことを調査、観光関連事業者に対して、受入環境整備の状況や課題を調査)

今後の観光振興施策の方向性④ ～事業例・事業規模イメージⅢ～

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議

(2-1) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 (最重点事業)

施策例	事業例	事業内容	事業規模 (百万円)
国内外から集客できる魅力づくりの推進	国内外からの誘客促進事業	・ 国内外からの話題を集め、多くの人を誘客する起爆剤となる事業を大阪のシンボリックなエリアにおいて実施	60
	ナイトカルチャー魅力創出事業	・ 御堂筋イルミネーションに加え、ビル空間や公開空地などの公共空間を活かした様々な光のコンテンツや演出による光空間の創出と国内外の旅行者から要望が多いナイトカルチャーの発掘・創出	203 ★
	大阪文化フェスティバル事業	・ 大阪の都市魅力を創造していくため、文化を核とした大阪発展のムーブメントにつながるプロモーションとして、大阪文化芸術フェスを実施	81 ★

※事業規模に★印があるものは、H30年度予算

(2-2) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 (H27最終報告記載事業)

施策例	事業例	事業内容	事業規模 (百万円)
交通アクセスの容易化・円滑化	定期観光バスの運行	・ 大阪府内の観光地を巡るループバスの運行を支援	15
文化・生活習慣への配慮	おもてなしハンドブック	・ 外国人旅行者のおもてなしのための啓発冊子の作成・配布	0.2

※事業規模は、H27最終報告に記載のとおり

(2-3) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進 (委員提案事業)

- Ⅰ 歴史・文化の多言語化
- Ⅰ 伝統文化のノンバーバル化
- Ⅰ 富裕層向けのプロモーションの実施
- Ⅰ スポーツMICEの誘致

(参考) 京都市・金沢市の検討状況

	京都市	金沢市
名称	京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源のあり方に関する検討委員会 答申（平成29年8月）	北陸新幹線開業による影響検証会議 報告書（平成29年11月）
内容	<p>第一に、本検討委員会は、京都市が、入洛客の増加等に伴い受入環境整備や交通渋滞対策など、喫緊の対応が迫られるとともに、他面では、市民生活への混乱や負担も生じているなどの点を考えると、市民及び入洛客双方が満足できるまちづくりの視点が重要であるという認識から出発した。</p> <p>京都市では、入洛客の増加により、宿泊施設の不足、道路の渋滞や公共交通機関混雑等の課題が生じている。こうした課題の中には、入洛客だけでなく市民生活にも影響を及ぼしているものもあることから、安心・安全な宿泊施設の拡充・誘致や歩行空間の充実、公共交通の利便性の向上など、これらの課題を解決するための行政サービスの一層の充実を図ることで、入洛客及び市民双方の満足度を高めていく必要がある。（以下略）</p> <p>宿泊行為を行う者に負担を求めることは、入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合う手法として、地方時絵の原則である負担分任製や応益性からも適当であると考え。（以下略）</p>	<p>(5) 市民生活と調和した持続可能な観光振興</p> <p>ひがし茶屋街では、食べ歩きやぼい捨て、交通混雑などの問題が生じ、周辺地域にも影響が及んだが、（以下略）</p> <p>また、近江町市場においても、開業直後の混雑により、高齢者をはじめとする地元客が買物がしにくくなる状況が見られたが、（以下略）</p> <p>こうした地域からは、「宿泊行や飲食業は恩恵を受けても、住み人には何の恩恵もない」といった声も聞かれる。（以下略）</p> <p>今後の課題として、金沢市が持続可能な観光振興を図るためには、市民生活への影響を緩和し、観光に対する市民の理解を深めていくことが大切である。</p> <p>観光の振興が、住む人、訪れる人の双方にとって、魅力的なまちづくりにつながる仕組みを構築するためにも、宿泊税の導入については、全ての宿泊施設利用者を対象とする京都市の制度を基本に、住宅宿泊時業法に基づく民泊への対応と併せ、早急に検討する必要がある</p>
施策の方向性	<p>入洛客の増加等に伴う喫緊の課題については、市民生活に影響を及ぼし、市民が負担と感じているものもあり、新たな財源は、入洛客に資する背景に用いるだけでなく、市民生活の満足度を高め、京都の年の品格と魅力を一層向上させるような施策にも活用すべきであると考え。</p> <p>①住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組 文化の振興、景観の保全・再生、伝統産業の活性化 など</p> <p>③観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備 入洛客及び市民の安心・安全の確保、違法民泊の適正化</p>	<p>(3) 市民生活と調和した持続可能な観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無許可・無届出の宿泊施設に対する監視・指導の強化 ・ぼい捨てなどの迷惑行為の防止 ・公共交通の充実 ・レンタサイクル「まちなか」の利便性の向上 ・まちなかの補講環境の向上 ・高齢者のまちなかでの買い物の支援 ・市民・観光客双方の災害時の安全・安心の確保 ・観光駐車場等料金の適正化

宿泊税制度の見直しの方向性 ～大阪府の宿泊税制度～

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議

宿泊税の制度概要

条例名 大阪府宿泊税条例
(平成28年7月公布、平成29年1月施行、
平成29年7月一部改正施行)

目的 世界有数の国際都市大阪を目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を課する
(法定外目的税…条例で定める特定の費用に充てるために道府県が課することができるとして地方税法第4条、第731条に規定)

1. 納税義務者 旅館業法に規定する大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊における宿泊者
(現在、課税対象施設に住宅宿泊事業法に基づく民泊施設を追加するための条例改正に係る総務省協議中)

2. 税率

宿泊料金 (1人1泊)	税率
10,000円以上15,000円未満	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

※宿泊料金は1人1泊の素泊まり料金

3. 税収規模 約10億円
(H29当初予算 : 10.9億円
H29決算(見込) : 7.7億円)

4. 徴収方法 特別徴収による(前月分を当月末までに申告納入)
(特別徴収…宿泊施設の経営者等(特別徴収義務者)が、納税義務者である宿泊者から税金を徴収し、一括して納入する方法)

5. 制度検証 5年ごとに、施策の効果、条例の施行の状況を勘案し、宿泊税制度のあり方について検討を行う

6. 実績の公表 納税者(宿泊者)に対する説明責任を果たすため、毎年度、事業実績をとりまとめ、HP上で公表

税率等の考え方

- n 宿泊料金に応じ担税力を勘案しながら、納税者に著しく過重な負担とならないよう、また、東京都の税率等も参考にした。
- n 特別徴収義務者の事務負担や納税者に対する分かりやすさという点から、税率は定額とした。
- n 宿泊料金の1%程度の額を目安に最低税率を設定するとともに、宿泊料金に応じ担税力を勘案し累進的に税率が上がるように段階的に税率を設定した。
- n 大阪府内のホテル等の平均的な1人1泊の宿泊料金が概ね1万円であったことから、この金額を上回る宿泊料金を支払う宿泊者については、一定の担税力があるものとし、当該宿泊に対して課税することとした。
⇒その他、徴税コスト、納税者の負担感、簡素な制度とすること等を総合的に勘案し、税率等を設定したもの。

(参考) 宿泊税の活用にあたっての留意事項

【平成28年2月議会 府民文化常任委員会における付帯決議】

平成28年2月定例会に提出の第83号議案、大阪府宿泊税条例制定の件については、知事及び執行機関は、次の点に留意すること

1. 宿泊税は、府に納入された宿泊税額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、文化や歴史、自然、スポーツなどの資源を生かした観光振興を図る施策に要する費用に充当すること。
2. 宿泊税による税収については、これまで取り組んできた事業へ単純に財源を振りかえるのではなく、大阪の観光振興の柱に基づき、状況に応じた優先度をよく検討の上、必要と判断された事業に充当すること。
3. 納税者である宿泊者に対し、徴税者たる府としての説明責任をしっかりと果たすため、どのような事業に宿泊税を充当したのか、毎年度実績を公表するなど、透明性を図ること。